

2019年5月7日

各 位

株式会社 紀陽銀行

リース媒介業務の開始について

株式会社紀陽銀行（頭取：松岡 靖之）は、2019年6月3日（月）よりリース媒介業務を開始しますので、下記のとおりお知らせいたします。

今回のリース媒介業務の開始により、従来からおこなってきたグループ会社である紀陽リース・キャピタル株式会社（代表取締役社長：日野 和彦）への案件紹介に加え、当行がお客さまにリース商品を直接ご提案できるようになります。

リースの活用はお客さまにとって資金調達手段が広がるほか、設備管理事務を合理化できるなど銀行融資とは異なるメリットがあります。

紀陽銀行は、第5次中期経営計画において、基本方針「地域における更なる存在感の向上と収益力の強化の両立」を掲げているなか、多様化するお客さまのニーズに的確にお応えするため、今後もグループが一体となり、一層の総合金融サービス向上に取り組んでまいります。

記

1. リース媒介業務の内容

当行がお客さまに紀陽リース・キャピタル株式会社のリース商品の提案をおこない、紀陽リース・キャピタル株式会社が審査、リース契約の締結をおこないます。

2. 取扱商品

所有権移転外ファイナンス・リース

※所有権移転外ファイナンス・リースとは、紀陽リース・キャピタル株式会社がお客さまの指定した機械設備等を購入し、その物件をお客さまに長期にわたり賃貸する取引です。機械設備等の購入代金および諸費用（諸税、保険料など）の全額をリース期間中にリース料としてお客さまにお支払いいただき、原則として中途解約はできません。また、リース物件の所有権はお客さまに移転しません。

3. 紀陽リース・キャピタル株式会社の概要

名 称	紀陽リース・キャピタル株式会社
所 在 地	和歌山市七番丁24番地
代 表 者	代表取締役社長 日野 和彦
業 務 内 容	リース事業、コンサルティング事業、セミナー事業、キャピタル事業
資 本 金	150百万円
設立年月日	1996年1月9日

4. 取扱開始日

2019年6月3日（月）

以 上